

臨時・非常勤職員関係条文

○ 地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

（一及び二 略）

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

（四～六 略）

（この法律の適用を受ける地方公務員）

第四条 この法律の規定は、一般職に属するすべての地方公務員（以下「職員」という。）に適用する。

2 この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。

（任命の方法）

第十七条 職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。

2 人事委員会（競争試験等を行う公平委員会を含む。以下この条から第十九条まで、第二十一条及び第二十二条において同じ。）を置く地方公共団体においては、人事委員会は、前項の任命の方法のうちのいずれによるべきかについて的一般的基準を定めることができる。

3 人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は、競争試験によるものとする。但し、人事委員会の定める職について人事委員会の承認があつた場合は、選考によることを妨げない。

4 人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は、競争試験又は選考によるものとする。

5 人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者とする。以下第十八条、第十九条及び第二十二条第一項において同じ。）は、正式任用になつてある職についていた職員が、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少に基く廃職又は過員によりその職を離れた後において、再びその職に復する場合における資格要件、任用手続及び任用の際ににおける身分に関し必要な事項を定めることができる。

(条件附採用及び臨時的任用)

第二十二条(第一項 略)

- 2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、六月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、六月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。
- 3 前項の場合において、人事委員会は、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めることができる。
- 4 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。
- 5 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合においては、六月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を六月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。
- 6 臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。
- 7 前五項に定めるものの外、臨時的に任用された者に対しては、この法律を適用する。

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

- 第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。
- 2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。
 - 3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
 - 4 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
 - 5 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適當な考慮が払われなければならない。
 - 6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

○ 地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

第一百七十二条 前十一条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。

- ② 前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。
- ③ 第一項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。
- ④ 第一項の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員

法の定めるところによる。

**第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員
その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その
他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票
立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務
職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。**

- ② 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- ③ 第一項の職員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ④ 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければ
ならない。

**第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関
たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又
は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員
の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職
員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料
及び旅費を支給しなければならない。**

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住
居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務
手当(これに準ずる手当を含む。)、べき地手当(これに準ずる手当を含む。)、時
間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤
務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、特定
任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定
時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当
(武力攻撃災害等派遣手当を含む。)又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければ
ならない。

**第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又は
これに基く条例に基かずには、これを第二百三条第一項の職員及び前条第一
項の職員に支給することができない。**

**第二百五条 第二百四条第一項の職員は、退職年金又は退職一時金を受けるこ
とができる。**